

10. 司法試験法第4条第2項第1号の法務省令の制定又は改廃に当たっての文部科学大臣への通知について（新第13条第3項関係）

1. 改正概要

新第13条（現行第6条）第3項は、司法試験法の改正により司法試験の法科大学院修了見込受験資格を導入することに伴って、法科大学院教育と司法試験との有機的連携をより一層確保する見地から、法務大臣において、司法試験法第4条第2項第1号の法務省令を制定し、又はこれを改廃しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に通知するものとした上で、文部科学大臣が、法務大臣に対し、必要な意見を述べることがすることとするものである。

2. 改正の必要性及びその内容

司法試験は、法科大学院における教育との有機的連携の下に（連携法第2条第2号）、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として実施されるものであるところ、今般の司法試験法改正による司法試験の法科大学院修了見込受験資格の導入を踏まえて、受験資格として法科大学院課程においてどの範囲・レベルまでの学修を求めるのか等につき詳細を定めるに当たっても、法務大臣と文部科学大臣との間の相互協力が求められる。

そこで、司法試験制度を所掌する法務大臣が法務省令（司法試験法施行規則）において法科大学院修了見込受験資格を得るために法科大学院において修得が必要となる科目の単位等を定めるに当たって、学校教育制度を所掌する文部科学大臣に通知し、各法科大学院の創意をもって行われている法科大学院教育の課程や内容、深度等の実情を適切に踏まえたものとなっているか否かという見地から、文部科学大臣が法務大臣に対し必要な意見を述べることとしたものである。

もとより、司法試験に関する法務省令の制定及び改廃については法務大臣の専権に属するものであり、改正法の下においても文部科学大臣の意見に拘束されるものではない。

なお、現行法においても、法科大学院における教育水準が法曹の質に大きな影響を与えるものであり、また、その修了者に司法試験の受験資格が付与されるものであることから、法科大学院に係る設置基準の制定・改廃、評価機関に係る認証基準の細目の制定・改廃、評価機関の認証・取消しについて、文部科学大臣が法務大臣に通知し、法務大臣が文部科学大臣に対し必要な意見を述べることができるものとされているところ（現行第6条第2項）、本項の新設もかかる現行法の規定に倣うものである。

3. 新第13条（現行第6条）各項の規定順について

（1）現行第6条の各項の規定順について

現行の連携法第6条は、法務大臣と文部科学大臣との関係を規定しており、包括的な相互協力に関する責務規定を第1項に規定しつつ、

- ・一方の大臣に対し義務を課す規定
- ・一方の大臣が「(特に) 必要と認める場合」に、他方の大臣に対し何らかの行動をとることができる旨の規定

との順番で規定されている。すなわち、現行の第6条では、第2項において、文部科学大臣に対し同項各号に列挙する場合における法務大臣への通知義務を課しており、第3項は、法務大臣が特に必要と認める場合において文部科学大臣に対し必要な措置を講ずることを求めることができる旨を規定し、第4項は、文部科学大臣が必要と認める場合において法務大臣に対し協議を求めることができる旨を規定している。

(2) 新設規定の規定位置について

今回新設する規定は、法務大臣に対して、司法試験の法科大学院修了見込受験資格に係る法務省令の制定・改廃に際し、文部科学大臣への通知義務を課すものであることから、現行の第3項及び第4項の前に規定することが妥当である。

その上で、現行の第2項と新設規定の規定順については、第2条の法曹養成の basic concept においても、法科大学院に関する規定(第1号)・司法試験に関する規定(第2号)・司法修習に関する規定(第3号)が法曹養成プロセスにおける時系列的順序に従って規定されていることを踏まえ、文部科学大臣に対し、法科大学院教育に係る文部科学省令の制定・改廃等に際し 法務大臣への通知義務を課す現行の第2項の後に、新設規定を第3項として規定することが妥当である。

111. 法務大臣及び文部科学大臣が「法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求める、又は大学その他の法曹の養成に関する機関の意見を聴くことができる」旨の規定を加えることについて（新第13条第5項）

1. 法科大学院の収容定員の総数等について法務大臣及び文部科学大臣が相互に協議を求める能够性について

今般の改革により、法科大学院教育、司法試験及び司法修習の各プロセスがより一體的・連続的に組み込まれたものとなり、法曹養成プロセスをより充実したものとしていくべく、法務大臣と文部科学大臣の一層の協力連携を確保する必要があるところ、そのためには、両者の関係は双方向的なものであることが望ましく、現行法で規定する文部科学大臣のみからではなく、法務大臣からも、必要な場合に協議を求める能够性を設けることが、両者の円滑な連携確保のために相当と考えられる。

特に、12.（35ページ）で後述するとおり、法科大学院の学生の収容定員の総数の上限を画する定員抑制を導入する予定であるところ、それはまさに、法曹需要等をよく知り得る法務大臣において、文部科学大臣に対して協議を求める必要が高い典型的な場合といえる。もとより法科大学院の学生の収容定員の増に係る認可自体は文部科学大臣の専権事項であるが、法曹養成のプロセスにおいて法科大学院教育は単体で存在するものではなく、司法試験・司法修習とともにプロセスとしての法曹養成の中核を担っているものである。したがって、法科大学院入学希望者にとって予見可能性の高い安定した法曹養成制度を実現するためには、法曹が活躍するフィールドと密接な関係を有し、司法試験法を所管する法務省において、主に法曹需要の状況や求められる法曹の質という観点から、法科大学院の学生の収容定員の総数について一定の関与をすることが相当である。

2. 「その他の法曹の養成に関する事項」について

両大臣の連携が求められるのは法科大学院の学生の収容定員の総数に関する事項に限られるものではなく、次のような事項も、法科大学院教育と司法試験の連携を図るために両大臣において協議を行うことが有用なものとして考えられる。

- ① 法科大学院における教育課程の編成やその教育水準の在り方と、それを踏まえた司法試験の在り方との相互の関係
- ② 法曹養成教育と法曹実務の架橋のための方策（法科大学院への法曹実務家教員の派遣の在り方等）
- ③ 法科大学院教育を経て法曹となった者の活動領域の拡大の在り方及びそれを踏まえた人材育成の在り方

3. 法務大臣及び文部科学大臣が「大学その他の法曹の養成に関する機関の意見を聴くことができる」旨の規定を加えることについて

今般の制度改革に伴い、法曹養成制度は全体として大きく変革されることになるが、その着実な実施と更なる改善を図るためにには、法務大臣及び文部科学大臣の相互協力はもちろんのこと、それ以外の大学や民間関係機関（弁護士会、法科大学院協会等。以下同じ。）との協力・連携が不可欠である。

特に、法科大学院の学生の収容定員の総数の上限を画する要素となる法曹需要や、法律サービスの担い手となる法曹有資格者に求められる能力・資質という観点からの検討や検証を行うに当たっては、民間関係機関の協力が不可欠であり、法曹養成に関する責務を負う法務大臣及び文部科学大臣が共同して、これら民間関係機関に意見を求め、その声を幅広く聴取することが、法曹養成制度の充実のためには重要である。

現在、法務大臣及び文部科学大臣は、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定を受けて、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る目的で、最高裁判所及び日本弁護士連合会の参集を得て、また、法科大学院協会や経済団体等関係機関・団体の出席も得た上で、法曹養成制度改革連絡協議会を定期的に開催しており、その意見交換等を通じて、法曹養成制度に関する施策や運用に有効に活用しているところである。

このように、これまでも、法務大臣及び文部科学大臣が共同して法曹の養成に関する機関から意見を聴取する場面は存在していたところであるが、今般の改正により、法科大学院教育と司法試験の有機的連携がより一層重視されることになることを踏まえ、相互協議を通じて十分な連携を図ることとともに、前記①から③のような法曹養成に関する施策や運用に係る事項について協議・検討するに当たって必要な場合において、両大臣が共通の目的のために共同して大学その他の法曹の養成に関する機関の意見を聴取することは、両大臣が連携して対処すべき事項の問題状況等の情報をより迅速かつ的確に把握・共有することを可能とするという観点から極めて有用である。

なお、現行法においても、法曹の養成に当たっては、法務省、文部科学省、最高裁判所（司法研修所を含む。）、日本弁護士連合会（及び全国各地の各単位弁護士会）、大学、法科大学院協会など、法曹の養成に関する機関の相互の協力の強化が不可欠であることから、国の責務として、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとされているところ（連携法第3条第2項）、本改正は、かかる方策のうち特に有用性が高いものとして、法務大臣と文部科学大臣の共同による関係機関への意見聴取を位置付けるものである。

12. 法科大学院の収容定員に係る学則の変更を認可事項とするとともに、法科大学院以外の大学院の収容定員に係る学則の変更を届出事項とすることについて（学校教育法施行令第23条、23条の2）

1. 法科大学院の学生の収容定員の現状と改正の必要性

平成25年までに法科大学院を修了した者の平成30年司法試験までの累積合格率は、おおむね5割程度にとどまっている。司法試験合格率の低迷に加え、法科大学院課程を修了するためには相当程度の資金と時間をしてすることも相まって、法曹養成プロセスの中核である法科大学院の志願者・入学者が少する一方で、法曹を志望する学部生・法科大学院生の予備試験志向が強まっていることが問題となっている。

合格率が5割程度にとどまっている原因の一つとしては、法科大学院創設時において、他の大学院の設置認可と同様に、設置基準を満たしたものについて、収容定員の総数の上限を定めずに一律に認可した結果、過大な定員規模となつたことが挙げられる。（平成19年のピーク時において全74校・収容定員5,825人）。

上記のような問題状況を改善し、能力と適性を有する者が法科大学院を選択しやすくするためにには、その課程を修了すれば司法試験に合格することができるという蓋然性を高め、維持することが必要と考えられる。

そこで、特定分野の養成を行いういわゆる「抑制4分野」の学部の定員抑制を行っている例を踏まえ、法科大学院の定員抑制を行うものである（法科大学院の定員規模に関する政府・与党の検討状況については参考1、法科大学院の設置・収容定員に関する現行制度については参考2を参照）。

2. 大学院の学生の収容定員のうち法科大学院の収容定員を認可事項とし、総数を定め、それを超えた定数増を認めないことについて

（1）医師・歯科医師・獣医師の養成に係る分野と同様の定員抑制を行う必要性

私立大学の学部に関しては、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）において収容定員増が原則認可事項（例外届出事項）とされているが、いわゆる抑制4分野（医師・歯科医師・獣医師・船舶職員）、特に、需要が増えているために急激な増加を抑制する必要がある医師・獣医師や、既に十分な数が確保されているためこれ以上の増加を抑制する必要がある歯科医師においては、同令等において収容定員増を例外なく認可事項とするとともに、文部科学省告示において認可基準を定めることにより、厳格な要件を充足した場合に限り収容定員増を認めるか、又は一切増加を認めないこととしている（定員抑制の関係条文については参考3、抑制四分野における抑制内容の詳細については参考4を参照）。

こうした定員抑制を行っているのは、資格を得るために要する資金と時間が大きく、かかるコストを費やしても資格を得られる蓋然性が低いとすると、資金と時間に余裕のある者しか資格試験を受験することができず、それ以外の者は、十分な能

力と適性があってもこれらの養成プロセスに進学しなくなる恐れが大きくなることから、これらの養成プロセスに進学すれば一定の割合で資格が得られるという信頼を確保する必要があるからであり、同様のことが法曹養成についても当てはまる。

また、医師・歯科医師・獣医師については、当該養成プロセス以外のルートはほぼ存在しない一方（参考5）、予備試験という別ルートが存在する法曹については、法科大学院修了者の司法試験合格率を一定程度以上に高め、維持する必要性がより一層高いといえる。

これらを踏まえ、私立の法科大学院について、医師・歯科医師・獣医師の養成に係る分野と同様、収容定員増を例外なく認可事項とするものである。

(2) 具体的な改正内容について（政令改正の段階で、改めて審査いただく予定）

学校教育法施行令第23条の認可事項の列挙規定を改正し、「私立の学校」とあるのを「私立の学校の学部」と明確化するとともに、法科大学院の収容定員増を認可事項として規定する。

その上で、認可の基準として、法科大学院の新規設置は当面認めず、まずは10年間の期間を限定し、法科大学院の学生の入学定員総数が2,300人を越えない範囲において認可するものとする（医師の養成に係る分野と同様）ことを、文部科学省告示において規定する予定である。

なお、これまで私立の大学院の収容定員増は報告をもって事実上の届出として行われてきたところ、大学院の専攻ごとの入学定員の充足状況等に鑑みると、今後の我が国の大学院政策としては、大学院の規模を拡大する（収容定員を増加する）というより、明確な人材育成目的に基づく学位プログラムとして大学院教育の質的充実を図ることが重要であり、そのため、各大学には、人材養成目的に照らして最適な定員の設定・見直しを行うことが求められる。今後、国がこうした各大学の大学院教育充実の取組を推進するため、施策立案や大学の指導を効果的に実施するに当たり、各大学院の定員規模の動向を正確かつ確実に把握する必要があることから、収容定員の変更手続の法的位置付けを明確にするため、今回の改正に伴い、同令第23条の2において、届出事項であることを明記する。

3. 国公立の対応

(1) 国立大学

国立大学の医師・歯科医師・獣医師の養成に係る分野における収容定員増については、中期計画の変更手続や予算による国の管理が可能である。また、国立大学の医学部の収容定員増については、私立大学と同様の基準で判断されることが適当であることから、同様の基準を前提とした上で、大学設置・学校法人審議会における意見伺いを行っている。その基準とは、期間を限定し、医師の養成に係る分野の入学定員の総数が一定の人数を超えない範囲において認可を行うというものである。

国立大学の法科大学院の学生の収容定員増についても、私立大学の医学部と同様、

中期計画の変更手続や予算による国の管理、また、設置審議会への意見伺いを行う。設置審議会での意見伺いのプロセスにおいては、私立大学の法科大学院と同様、以下の基準で判断されることとなる。

- ① 法科大学院の新規設置は当面認めない。
- ② まずは10年間の期間を限定し、法科大学院の学生の入学定員総数が2,300人を超えない範囲において認可を行うものとする

(2) 公立大学

公立大学については、上記3分野の収容定員増も届出事項とされているが、これは、地方公共団体及び地方独立行政法人は公共的性格を持つ主体であり、収容定員の抑制について国の指導等を踏まえた適切な対応が期待できるためである。したがって、公立の法科大学院についても、同様に、その収容定員増を届出事項とする。

また、公立大学の医学部の収容定員増については、私学と同様の基準を前提に、届出に係る事前の相談・指導のプロセスを通じて管理している。

公立大学の法科大学院の収容定員増についても、法科大学院の収容定員増に伴う学則の変更については、私立大学の医学部と同様、前述の基準を前提に届出に係る事前の相談・指導のプロセスを通じて管理を行うものとする。

(参考1) 法科大学院の定員規模に関する政府・与党における検討状況

○法曹養成制度改革推進会議決定（平成27年6月）（抜粋）

- ・現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況を目指すべきである。
- ・各法科大学院において修了者のうち相当程度（地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

○中教審法科大学院等特別委員会（平成27年11月）

- ・推進会議決定を踏まえ、法科大学院の当面目指すべき定員規模を2,500人程度と設定。
- ・今後の法曹養成制度を円滑かつ健全に機能させていくためには、法科大学院の組織・人的規模を適正なものとすることが不可欠であるとの方向性を打ち出す。

○与党の法務・文科合同部会（法曹養成制度改革に向けた法改正等の緊急施策案）

- ・当面、法科大学院の定員管理を制度的に行うことが必須であるとの意見が多数出され、以下の方向性が了解された。
 - ① 法曹志願者の時間的・経済的負担の削減に向け、法学部3年在学後に法科大学既修者コースに進学できる制度（3+2）を創設した上で、その運用を標準化する。
 - ② 法科大学院の定員を、現状の定員規模（2,300人程度）の範囲内で、当面、制度的に管理する。
 - ③ 司法試験について、いわゆるギャップタームの解消（法科大学院在学中受験の実現）も含め、必要かつ速やかな見直しを行う。

(参考2) 法科大学院（研究科・専攻）の設置及び収容定員に係る現状の制度

(1) 私立の場合

法科大学院を含む大学院については、大学院及び研究科、専攻の設置廃止並びに専攻に係る課程の変更は認可事項とされる（学校教育法第4条第1項柱書後段、同法施行令第23条第1項第8号）一方、研究科・専攻の学位の種類及び分野の変更を伴わない設置や課程の変更、研究科・専攻の廃止は届出事項とされている（法第4条第2項第1・2号、令23条の2第1項第1号ハ）。

収容定員については、総数の増加の有無に拘わらずその収容定員の増については、法令上の規定がない中で、報告を求めこれを「届出」と称している。

(2) 公立の場合

法科大学院を含む大学院については、（1）と同様、大学院及び研究科、専攻の設置廃止並びに専攻に係る課程の変更は認可事項とされる（学校教育法第4条第1項柱書後段、同法施行令第23条第1項第8号）一方、研究科・専攻の学位の種類及び分野の変更を伴わない設置や課程の変更、研究科・専攻の廃止は届出事項とされている（法第4条第2項第1・2号、令23条の2第1項第1号ハ）。

収容定員については、自治体立及び公立大学法人立とともに、学則変更が届出とされた上（令第26条第1項第3号）で、当該学則に「収容定員…に関する事項」として（規則第4条）収容定員に関しては届出事項となっている。

(3) 国立の場合

国立大学の収容定員については、学校教育法上の認可・届出事項とはされていないものの、中期計画の記載に必要な事項として運用上整理しており、中期計画の策定及び変更についての文科大臣の認可を通じて、収容定員についても文科大臣の認可が行われるとともに、予算面も含めて国がその管理を行っている。

国立大学法人は、「公共上の見地から確実に実施されることが必要な」国の事業を担うものとして規定されている（独法通則法第3条第1項）ことから、各国立大学の設置について法律で定めるとともに、必要な財政措置を行う（同法第46条等）など国としても責任を果たすことが法制上明確になっており、このように法人化後も国は国立大学の教育研究に一定の責任を果たすものであることから、学校教育法においては、国立大学法人が設置する学校は「国立大学」とされ、大学院及び研究科、専攻の設置廃止並びに専攻に係る課程の変更については、設置認可の手続に関する法令は適用されないこととされている。一方で、学位の種類や分野の変更を伴う場合は意見伺いとして、変更を伴わない場合は事前伺いとして、それぞれ大学設置・学校法人審議会において認可と届出の場合の設置審査と同様の手続を経ることとしている。

また、国大法においては、6年に一度、各法人は中期目標を達成するための中期計画を作成することとされ（国大法第31条）、同法第31条の2に基づき、国立大学法人評価委員会において業務の実績についての毎年度の評価や最終事業年度における評価などを行っている。文部科学大臣は、本中期目標において、各目標を達成するに当たり、基本となる教育研究組織（学部・研究科等）を、中期目標の別紙として記載することとしており、国立大学法人は、中期計画の作成及び変更に当たっては、文科省に提出の上、国立大学法人評価委員会の意見を聴いた上で、文科大臣の認可が行われることとなっている（同法第31条第1項）。当該認可にあたっては、前述のとおり大学設置・学校法人審議会における手続（事前伺い・意見伺い）を経ることが条件となる。

次に、収容定員の増については、やはり学校教育法上の国立学校であることから、設置認可に係る法令が適用されないこととされている（学部・研究科等の設置に係る事前伺い・意見伺いも行われない）。一方で、各法人が中期計画を作成するに当たって留意すべき事項を参考として示し（「国立大学法人の中期目標・中期計画の項目等について」（平成26年9月9日文部科学省国立大学法人支援課

長名事務連絡)、中期計画において、各計画の適正性を確認するために、学部・研究科等ごとの「収容定員」を別紙として記載するよう各法人に求めている。また、国立大学の収容定員の増減は、国が措置する国立大学法人運営費交付金における学生に係る経費として反映させており、国立大学法人運営費交付金に積算された経費として、国会における予算審議を経ている。また、文部科学省が概算要求を行うまでの間、収容定員の増減を予定する大学からの相談等を受け、学生確保の見通し等を文部科学省において確認した上で概算要求を行うこととしている。

(参考3) 大学の収容定員の抑制に係る法令の規定

○学校教育法 (昭和22年法律第26号) (抄)

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項…は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならぬ。これらの学校のうち、…大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二・三 (略)

② 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

③～⑤ (略)

○学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号) (抄)

※未施行 (平成31年4月1日施行) 部分を含む

(法第四条第一項の政令で定める事項)

第二十三条 法第四条第一項…の政令で定める事項…は、次のとおりとする。

一～五 (略)

六 私立の大学の学部の学科の設置

七 (略)

八 大学の大学院の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程 (法第百四条第三項に規定する課程をいう。次条第一項第一号ハにおいて同じ。) の変更

九～十一 (略)

十二 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

2 (略)

(法第四条第二項第三号の政令で定める事項)

第二十三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 大学に係る次に掲げる設置又は変更であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

イ 私立の大学の学部の学科の設置

ロ (略)

ハ 大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更

二・三 (略)

四 私立の大学又は高等専門学校の収容定員 (大学にあっては、通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものと除く。) に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

五 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

2・3 (略)

○学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件（平成17年文部科学省告示第51号）（抄）

学校教育法施行令…第二十三条の二第一項第四号の規定により、文部科学大臣が定めることとされた分野について次のように定め…る。

医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この条…において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法…第四条第一項の認可…の申請に関しては、…次に掲げる基準を満たすことを審査の基準とする。

一～三 (略)

四 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、平成二十二年度以降に期間（平成三十六年度までの年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科…に係る収容定員増を行おうとする大学が、平成二十一年度の当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員…に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一～三 (略)

2・3 (略)

（参考4）抑制4分野について（医師、歯科医師、獣医、船舶職員）

私立の学部段階の収容定員に係る学則の変更是、原則認可事項であるところ、学校教育法施行令第23条の2第1項第4号の規定により、総数の増加を伴わない場合には、届出で足りることとされている。

しかし、同号では、この規定の対象から「文部科学大臣が定める分野に係るものを除く」こととしており、「学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件」（平成17年文部科学省告示第51号）において、医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る分野（いわゆる「抑制4分野」）が指定され、これらの分野については、大学の収容定員に係る学則の変更是、例外なく認可事項となっている。

その上で、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成15年文部科学省告示第45号）第1条においては、文科大臣が、大学等に関する学校教育法第4条第1項の認可（設置者変更・廃止以外）の申請の審査に関して、法や大学設置基準等とともに、その他の法令に適合することと次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とした上で、その一つとして、「四 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと」を規定し、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置及び収容定員増を認めておらず、医師についてはその養成に係る大学等の設置を認めていない（収容定員増は許容されている）（抑制4分野における定員抑制）。

医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成15年文部科学省告示第45号）第3条において、

① 地域偏在対策等の限定的要件に基づいた期限を付した増加

② 平成30年度においては9429人を超えない範囲で認可を行うこと（それ以上の認可は認め

ないこと)

を規範として示している。

特に②については、定期的に厚労省の有識者会議で医師総数についての方針を打ち出し、これを閣議決定等により政府の方針として事前に定めつつ、その方針を踏まえながら、毎年度、都道府県からの地域偏在対策等のための医師養成数の増加についての要望を厚労省が集約・ヒアリング・調整し、最終的に文科省と厚労省が調整を行った上で、文科省告示を改正し、当該上限の範囲内で要望元の都道府県との連携に合意した各大学が申請を行い、中教審の分科会を経て認可が行われるスキームとなっている。

当該告示は設置認可の基準であるが、その上限は国公立も含めた数として規定されており、国立大学の医学部の収容定員の増においては、事前伺いにおいて、上記上限を踏まえた対応が大学設置・学校法人審議会で行われ、また公立大学の医学部の収容定員の増においては、やはり上記上限を踏まえて個別のヒアリングを行い定員管理を行っている。

(参考5) 医師・歯科医師・獣医師の免許取得方法について

(1) 医師

<医師国家試験の受験資格>

- ①大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者
- ②医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練を経たもの
- ③外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者で、厚生労働大臣が①②の者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

<医師国家予備試験の受験資格>

- ・外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者のうち、③に該当しない者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの

(2) 歯科医師

<歯科医師国家試験の受験資格>

- ①大学において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者
- ②歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び口衛生に関する実地修練を経たもの
- ③外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者で、厚生労働大臣が①②の者と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当と認定したもの

<歯科医師国家試験予備試験の受験資格>

- ・外国の歯科医学校を卒業し、又は外国で歯科医師免許を得た者のうち、③に該当しない者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの

(3) 獣医師

<獣医師国家試験の受験資格>

- ①大学において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者
- ②外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であって、獣医事審議会が①の者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

③獣医師国家試験予備試験に合格した者

<獣医師国家試験予備試験の受験資格>

- ・外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者（②該当する者を除く。）であって、獣医事審議会が適当と認定したもの

1.3. 大学院への飛び入学の適否の判断要件として、学部の成績以外の要素も考慮することについて（学校教育法第102条関係）

1. 改正概要

大学院への学部段階からの飛び入学は、大学の学部に文部科学大臣の定める年数以上（一般には3年以上）在学した者であって、大学院を置く大学が、その定める学部の単位を優秀な成績で修得したと認めた場合にのみ可能とされている。

今回の改正においては、学部単位の成績に準ずるものとして文部科学大臣が定めるものがある場合には、それと学部単位の成績とを総合的に考慮して大学院教育を受けるにふさわしい資質・能力の有無を判断し、飛び入学を認めることを可能とする。

なお、現時点において、学部単位の成績に準ずる程度に大学院教育を受けるにふさわしい資質・能力を客観的に判断できるものとして主に想定されているのは、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）に基づき「法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識」を有するか否かを判定するため各法科大学院が実施している、いわゆる「既修者認定試験」（後記5.（44ページ）において詳述）である。

（参考）専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）（抄）

（法学既修者）

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2・3 （略）

2. 現行制度について

現行法上、大学院への入学資格は大学を卒業した者に与えられることが原則である。我が国の学校教育制度は、各学校段階の入学資格をその前段階の学校の課程の修了を原則とすることで、①学校教育体系の接続関係とそれぞれの学校の課程間の相当性を明らかにするとともに、②一定の学力を担保することとしており、大学院についてもその原則を維持している。

一方、学校教育法第102条第2項は、飛び入学の対象者として、「当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの」が定められ、学部段階の成績が優秀であることを基礎として、大学院の判断により入学を認めることができるとしている。この現行制度は、「創造性豊かな高度の能力を有する研究者の養成」という目的の下、学部と大学院は基本的な目的を共有し一定の連続性を有するものであることから、学部成績に基づき大学院教育を受けるにふさわしいかどうかの判断が可

能である、との考えに立脚している。

(参考) 大学院への飛び入学実績（うち法科大学院への飛び入学実績）

平成23年度	219名 (21名)
平成24年度	178名 (10名)
平成25年度	226名 (18名)
平成26年度	194名 (11名)
平成27年度	231名 (20名)
平成28年度	— (34名)
平成29年度	— (35名)
平成30年度	— (37名)

※27年6月の「推進会議決定」において早期卒業及び飛び入学の促進が打ち出された

3. 改正の必要性

上述のように、現行制度は、飛び入学の可否の判断資料を学部成績に限定しており、学部成績以外にも飛び入学を希望する者の優秀さを見極める資料があつても、当該資料に基づいてその可否を判断することは認められない。しかし、大学院側の判断により優秀な学部生が早期に進学することを認める、という本制度の趣旨に鑑みれば、飛び入学の可否判断に資する資料について、学部成績と同等の質が担保されている限り、その活用を認めることに特段の支障はないと考えられる。このため、学部成績に準ずるものとして文部科学大臣が定めるものがある場合、大学院を置く大学が、学部成績と併せて当該資料に基づき、当該大学院における教育を受けるにふさわしい資質・能力を有するか否かを判断することを可能とする。

もっとも、大学院への飛び入学制度は、一定年数以上の学部在学及び学校教育体系の接続関係を前提としているものであるため、学部での学修を一切評価せずに大学院への飛び入学を認めることは適当ではない。例えば、仮に、学部とは分野の異なる大学院に進学する場合であっても、高等教育を受けることへの資質を判断する観点から、学部成績を考慮することが求められる。したがって、本改正後においても、学部成績に準じる資料のみに基づいて飛び入学を認めることはせず、学部成績と当該資料とを併せて用いることを求めることとする。

4. 「同等以上の『能力及び資質』を有する」ことを要件とすることについて

なお、学校教育法上の入学資格や一定の教育を受ける資格等に関する規定においては、「～と同等以上の学力」との用例が多いが（同法第57条、第58条第2項、第90条第1項、第91条第2項、第102条第1項、第104条第2項・第4項第1号、第119条第2項、第125条第2項）、これらの場合における「同等以上」の比較対象は「～を卒業した者」「～を学位を授与された者」など、学校教育上一定の地位を得た者となっているため、「(大学院を置く大学が) 当該大学院を置く大学の単位を優秀な成績で修得したと認めるもの」について用いることは適当ではないと考えられる。

一方、大学教育は「知的、道徳的、応用的能力を展開させること」を目的とし、単

位の成績とは第一義的には学生が修得した「能力」の程度を表すものであるため、「能力」に着目することは必須であると考えられる。

また、大学院への入学資格の原則である大卒者との学力の同等性を求める以上、同じ高等教育である学部での学修成果の発露である「能力」を元に、大学院教育に適応できるか否かという資質を見極める必要があり、この発想は、大学への飛び入学の資格を「特に優れた資質を有すると認めるもの」と規定していること（学校教育法第90条第2項）にも表れている。したがって、今回の改正に当たっては、従来の要件に該当する者と「同等以上の『能力及び資質』を有する」ことを要件とする。

5. 「文部科学大臣の定めるもの」について

本改正により学部成績と併せて飛び入学の可否判断の資料として認められるものは、学部成績に準ずる質が担保されていることが必要であることから、条文上「これ（大学院を置く大学の定める単位の修得状況）に準ずるもの」と規定し、具体的には、大学院に飛び入学しようとする者の能力及び資質を適確に把握することができる試験等を主に想定している。

この点について、専門職大学院の一類型である法科大学院では、専門職大学院設置基準において、法科大学院が当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）について在学期間を短縮できることを規定している（法学既修者の2年コースを一般に「既修者コース」と呼ぶ）。法学既修者の認定は、各法科大学院における法律科目試験（既修者認定試験）として実施され、現在は全ての法科大学院において、既修者認定試験を既修者コースの入学者選抜の一部として機能させている。

以上のとおり、法科大学院については、法学既修者に対する標準修業年限の1年短縮が法定されていることの効果として、既修者コースへの入学に当たって受験生の能力及び資質を適確に評価することができる客観的な入学者選抜の内容として、既修者認定試験が制度化され、信頼に足る実績のあるものとして定着していることを踏まえ、改正法における「文部科学大臣の定めるもの」としては、主としてかかる既修者認定試験の結果を想定している。

現在、同試験と同程度に質が担保された試験等は他分野の大学院には存在しないことから、当面の間、改正規定の対象は法科大学院への飛び入学に限定することを想定しているが、将来、他分野において同様の試験が制度化されるような事情が生じれば、本改正規定の対象に、法科大学院以外の大学院への飛び入学も含まれることとなる。

1.4. 法科大学院修了見込受験資格を導入する理由について

1. 現行法上の司法試験受験資格について

現在の法曹養成制度は、法科大学院を中心的な教育機関とし、法科大学院における教育と司法試験等が有機的に連携した制度とすることが必要であることから、司法試験について、法科大学院の課程を修了した者又は予備試験に合格して法科大学院の課程を修了した者と同等の能力等を有すると認められた者に受験資格を認めることとしている。

2. 法科大学院修了見込受験資格導入の理由について

今般の司法試験受験資格の見直しは、法科大学院教育を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の枠組みを堅持することを前提としつつ、そのプロセス教育の理念・目的に反しない限りで、司法試験の受験を認めるにふさわしい一定の者（具体的には、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の科目的単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したもの）に対して、政策的に、従来よりも早期に司法試験受験を可能とする途を開くという特別の措置として、法科大学院課程の修了を待たずして司法試験受験の途を開こうとするものである。

今般の法科大学院改革により法科大学院の教育課程の一層の体系化や司法試験の受験に必要な学修の教育課程全体における位置付けの明確化が図られ、これにより、既修・未修を問わず法科大学院教育全体の質が向上することを踏まえ、法科大学院在学中であっても司法試験の受験を認めるにふさわしい一定のレベルに達する者が養成されることを前提として、法曹養成のメインルートである法科大学院ルートを経る学生の更なる時間的・経済的負担の軽減を図り、より多くの有為な法曹志望者が法科大学院を中心とする法曹養成課程において専門教育を受けることを可能とすることを主たる目的としている（なお、法改正事項ではないが、法科大学院の課程の修了から司法修習開始までの空白期間（いわゆる「ギャップターム」）を解消するため、併せて司法修習の開始時期を3月中旬頃とし、法科大学院修了後直ちに司法修習生となることを可能とすることを予定している。）。

これにより、法科大学院在学中に司法試験に合格した者が、その後、法科大学院において、司法試験に関連する科目的学修のみならず、自己の意欲に応じて専門的法分野の学修や臨床的経験を積むことなど法科大学院の創意に基づく多様な学修を行うが可能となり、全体としての法曹養成教育の質の向上も期待される。

このように、今般の改正は、法科大学院において所定の科目的単位を修得することにより一定のレベルに達し、かつ、1年以内に法科大学院の課程を修了する見込みのある高い意欲と資質・能力を有する法科大学院在学中の者に対して、政策的に、従来よりも早期に司法試験受験を可能とする途を開くという特別の措置として司法試験受験資格を認めるものであり、法科大学院を中心的な教育機関とし、「法科大学院の課程

の修了」（又は予備試験合格）をもって司法試験受験資格とする現在の法曹養成制度の枠組み自体を根本から変容させるものではない。

15. 司法試験の法科大学院修了見込受験資格の要件について（司法試験法第4条第2項第1号）

1. 【要件①】法科大学院の課程に在学する者であること

現行法上、司法試験の受験資格は、①法科大学院課程を修了した者及び②司法試験予備試験に合格した者に認められているところ、今般の改正後においても、「法科大学院課程の修了」をもって基本的な司法試験受験資格とする現在の法曹養成制度の枠組みは維持されている。

今般の改正により新たに導入される受験資格については、所定の要件を満たした者について特別の措置として法科大学院在学中においても司法試験の受験を認めるものであることから、その対象者としては、当然、法科大学院在学中の者に限られることとなる。

したがって、法科大学院の課程を修了し、又は退学した場合には同受験資格により司法試験を受験することはできない（法科大学院の課程を修了した場合にあっては、司法試験法第4条第1項の受験資格により受験が可能。）。

なお、法科大学院に在学する者であるか否かについては、司法試験委員会において個別に各法科大学院に対して照会を行い、その証明を受けることにより確認することを想定している。

2. 【要件②】法科大学院を設置する大学の学長の認定を受けた者であること

（1）所定の科目の単位の修得について

司法試験は、法科大学院における教育を踏まえて、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として行われるものであるところ（司法試験法第1条）、今般の改正においても、①「法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成」の理念について何ら変容させるものではないこと及び②司法試験で判定すべき能力自体にも変更を生ずるものではないこと、したがって、司法試験を受けようとする者に求められる能力水準も基本的に従前と変わらないことからすれば、法科大学院在学中の者については、当該法科大学院の課程において司法試験受験の前提となる一定の科目の単位を全て修得していることを受験資格取得の要件とすることが相当である（※）。

（※）「当該法科大学院において所定科目単位…を修得」について

専門職大学院設置基準においては、93単位以上の修得が法科大学院課程の修了要件とされているところ（第23条）、法学既修者については、「30単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる」とされており（第25条第1項）、各法科大学院において、その範囲内で法学未修者が1年次に履修すべき個々の開設科目の単位を修得したものとみなすことになっている。そのため、法学既修者について実際には履修が免除

された科目の単位についても、既修得単位として上記要件を満たすこととなる。

また、単位互換により修得した単位や入学前の既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）についても、「当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」とされていることから（第21条第1項、第22条第1項）、同様に、上記要件を満たすこととなる。

なお、今般の連携法の改正を踏まえ、法科大学院教育の一層の体系化を図るため、専門職大学院設置基準について、以下の改正を行うことを予定している。

ア) 現在、専門職大学院告示に規定されている各科目群、すなわち①法律基本科目、②実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目の各科目群を規定するとともに、各科目群について、修了要件として修得すべき単位数を規定
イ) ①法律基本科目については、基礎・応用・発展の各段階の分類をし、当該順序で履修させることとした上で、基礎・応用部分を必修とし、必履修単位数を規定
ウ) ④展開・先端科目については、社会におけるニーズ等を踏まえて、一定の科目について必修化し、①の履修を踏まえつつ履修できるよう法科大学院に配慮させるものとする

これを受けて、法科大学院修了見込受験資格の取得要件として修得が必要となる科目の単位について法務省令で定めることとなるが、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する司法試験を受験する前提として法科大学院で最低限学修している必要がある科目（履修すべき分野とその深さ）については、上記のとおり新たに専門職大学院設置基準において規定する法律基本科目の「基礎」及び「応用」と同等のものと観念することができることから、かかる「基礎」及び「応用」に対応する開設科目の単位につき、所定の単位数の修得を要件として課すことを想定している。

なお、本要件は、所定の科目の単位の修得を要求するものであり、標準修業年限内に限らず、留年した後に充足することも可能である。

(2) 修了見込みについて

(1) の単位修得要件を満たした者の多くは翌年3月に法科大学院を修了して法科大学院修了資格に基づき司法試験を受験することが可能となる者であると考えられるが、前述のとおり、今般の司法試験受験資格の見直しは、法科大学院教育を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の枠組みを堅持することを前提としつつ、そのプロセス教育の理念・目的に反しない限りで、司法試験の受験を認めるにふさわしい一定の者に対して、政策的に、従来よりも早期に司法試験受験を可能とする途を開くという特別の措置を講ずるものであることからすれば、かかる特別の措置たる法科大学院修了見込受験資格の付与に当たっては、単に①所定の科目の単位の修得という最低限の形式要件を充足しているという観点のみならず、②法曹養成制度全体の理念であるプロセス養成・プロセス教育の理念に沿うものとする必要があり、現行制度が基本的に法科大学院の課程を修了した者のみに司法試験受験資格を認めていることとの整合性からしても、法科大学院の課程において相当期間、通常の課

程に沿って必要な学修を行った者のみを対象とすることが相当である。

前述のとおり、今般の法科大学院改革により、各科目群について修了要件として修得すべき単位数が規定されるとともに、その履修の順序についても一定の指針が示されることに照らせば、プロセスとしての法科大学院の教育課程との整合性を無視ないし軽視した課程編成や学修プロセスが望ましいものとは到底いえず、法科大学院修了見込受験資格を取得したいがために著しく偏った学習をし、その結果、1年以内に法科大学院の課程を修了する見込みのないような者について、法科大学院修了見込受験資格の付与という特別の措置を施すことは相当ではない。

(3) 法務省令の定めについて

ア) 要修得単位について

上記2(1)のとおり。

イ) 修了見込みの判断基準について

現状においても就職活動等のために各法科大学院において修了見込み証明書が発行されているものの、その認定基準は法科大学院によって区々であり、必ずしも「修了見込み」＝「修了可能」ではないケースも存在するようである。

そこで、法務省令によって、「法科大学院の課程を修了する見込み」の判断に係る統一的な基準の大枠を設けることを想定している。

ウ) 学長による認定のプロセスについて

今般の改正により、法科大学院修了見込受験をするためには、①所定の科目の単位の修得及び②修了見込みに関する法科大学院を設置する大学の学長の認定が必要となるが、現行法下において、法科大学院修了の有無については、司法試験委員会において個別に各法科大学院に対して照会を行うことにより確認している。

したがって、法科大学院修了見込受験資格により受験しようとする者の受験資格の確認に当たっても、受験者から証明書類を徴収することは想定しておらず、司法試験委員会からの各法科大学院への照会に対する回答として、各法科大学院を設置する大学の学長が上記要件の充足に関する証明を行うことを想定しており、法務省令によって、上記学長の認定に係るプロセスや様式等について規定する予定である。

(参考) 専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）（抄）

（他の大学院における授業科目の履修等）

第二十一条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が法科大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第十三条第一項の規定にかかわらず、三十単位を超えない範囲で当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2 (略)

（入学前の既修得単位等の認定）

第二十二条 法科大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）

を、当該法科大学院に入学した後の当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（法科大学院の課程の修了要件）

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

（法科大学院における在学期間の短縮）

第二十四条 法科大学院は、第二十二条第一項の規定により当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

（法学既修者）

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。
- 3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）は、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

16. 司法試験の受験期間について（司法試験法第4条第2項第2号、第3項）

1. 法科大学院修了資格者及び司法試験予備試験合格資格者について

（1）現行法の規律について

現行法上、司法試験の受験可能期間は、①法科大学院修了資格者については、「その修了の日後の最初の四月一日」から5年間（司法試験法第4条第1項第1号）、②予備試験合格資格者については、「その合格の発表の日後の最初の四月一日」から5年間（同項第2号）とされているところ、いずれについても、実際に受験したか否かにかかわらず、受験資格取得後の最初の四月一日から受験可能期間が進行するものとされており、今般の改正後においても基本的にかかる規律を維持することとしている。

（2）変更点について

もっとも、今般の改正により法科大学院修了見込受験資格が導入されることに伴い、同受験資格に基づき法科大学院在学中に司法試験を受けた者について、当該法科大学院課程の修了後に更に法科大学院修了資格に基づき5年間の受験を認めるることは相当でないことから、法科大学院在学中に司法試験を受験した者の当該法科大学院課程修了後の当該法科大学院課程修了を理由とする受験に係る受験可能期間は、法科大学院修了見込受験資格に基づき当該「法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日」から5年間（＝同一の法科大学院課程に係る在学中・修了後を通算して5年間）としている（改正後の司法試験法第4条第3項。他方、①法科大学院修了見込受験をせずに法科大学院の課程を修了した者や、②法科大学院修了見込受験をした場合であっても、その受験資格を取得した法科大学院の課程の修了又は退学後に別の法科大学院の課程を修了し、かつ、当該法科大学院の在学中に司法試験を受験しなかった者の法科大学院修了資格に基づく受験可能期間については、現行法と同じく法科大学院修了後5年間となる。）。

【参考】法科大学院修了見込受験資格に基づき司法試験を受験した場合における法科大学院修了資格での受験期間についての考え方

- ① 「A法科大学院」修了見込資格により司法試験を受けた者が、
- ② 「A法科大学院」を修了し（※A法科大学院を修了又は退学した後に入学したB法科大学院を修了することも想定される）、
- ③ 「A法科大学院」修了資格により司法試験を受けた場合において（※A法科大学院を修了又は退学した後に入学したB法科大学院修了資格で受験することも想定される）、
- ④ 「A法科大学院在学中に最初に司法試験を受けた年の4月1日から」5年間（※A法科大学院入学以前に在学していたB法科大学院在学中にB法科大学院修了見込資格で受験していたということも想定される）

2. 法科大学院修了見込受験資格者について

（1）受験可能期間の起算点について

今般の改正は、法科大学院の課程の修了（又は予備試験合格）をもって司法試験受験資格とする現在の法曹養成制度の枠組みを基本としつつ、法科大学院において所定の科目の単位を修得することにより一定のレベルに達し、かつ、1年以内に法科大学院の課程を修了する見込みのある高い意欲と資質・能力を有する法科大学院在学中の者に対して、政策的に、従来よりも早期に司法試験受験を可能とする途を開くという特別の措置として司法試験受験資格を認めるものである。

かかる特別の措置として付与された法科大学院修了見込受験の機会を実際に利用するかどうかについては、在学中の法科大学院の課程での学修状況やその負担、司法試験受験に向けた準備状況等を踏まえたその者自身の判断に委ねられるべきものであり、法科大学院在学中の者に司法試験受験を事実上強制するような仕組みとすることは相当ないことから、法科大学院修了見込受験資格者については、同受験資格に基づき当該「法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日」を受験可能期間の起算点と定め、受験資格を取得しても実際に司法試験を受験しなければ受験可能期間が進行しないこととしている（改正後の同法第4条第2項第2号）。

なお、過去にA法科大学院において法科大学院修了見込受験をした者が、その後、B法科大学院で法科大学院修了見込受験をする場合において、A法科大学院在学中の受験時から受験可能期間が起算されないようにするため、「前号の法科大学院の課程に在学している間に最初に…」という起算点としている。

（2）受験可能期間について

法科大学院修了見込受験者の受験可能期間については、第4条第2項の規定により「法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日から五年を経過するまでの期間」としている（同項第2号）。

新たに導入される司法試験法新第4条第2項の受験資格については、あくまで法科大学院在学中の者についてのみ認められるものであることから、法科大学院の課程を修了又は退学した者については同項の受験資格は認められない（※）（なお、法科大学院修了後については、同条第1項第1号の受験資格が付与される。）。

（※）法科大学院修了資格における「修了」や予備試験合格資格における「合格」といった「過去の事実」と異なり、法科大学院修了見込受験資格においては、「在学する」という「現在の状態」で受験資格を規律していることから、同受験資格に基づき司法試験を受験しようとする者については、毎年その受験資格の有無を確認することが必要となる。

したがって、一度法科大学院修了見込受験資格を取得しても、修了又は退学した後は、初回受験から5年を経過しているか否かにかかわらず同受験資格を失う（同受験資格を取得できない）こととなる。

また、上記1.（2）で述べたとおり、法科大学院修了見込受験資格に基づき司法試験を受けた者の当該法科大学院課程修了後の受験可能期間は、同受験資格に基づき

当該「法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日」から5年間であるところ、法科大学院の課程を修了せずに留年や休学を続けることにより5年間を超えて司法試験を受け続けることを認めることは相当でないことから、同受験資格に基づき当該法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日から五年を経過するまでの期間を上限としている。

17. 「法科大学院の課程の修了」の位置付けについて

1. 法科大学院修了資格者について

司法試験の受験資格として、法科大学院の課程を修了することが必要である（司法試験法第4条第1項第1号）。現行法においては、21世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習とを有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備する必要があったことから、司法試験について、法科大学院の課程を修了した者等にその受験資格を認めることとしており、司法試験を受験する前提として、法科大学院課程の修了（又はそれと同等の能力）を要件として課している。

今般の改正は、法科大学院を中核的な教育機関とし、「法科大学院の課程の修了」（又は予備試験合格）をもって司法試験受験資格とする現在の法曹養成制度の枠組み自体を根本から変容させるものではなく、司法試験の受験を認めるにふさわしい一定の者に対して、政策的に、従来よりも早期に司法試験受験を可能とする途を開くという特別の措置として、法科大学院の課程の修了を待たずして司法試験の受験資格を認めるものにすぎない。

したがって、改正後の司法試験法の下においても、司法試験受験資格としては、従来どおり、法科大学院の課程の修了を受験資格として維持することが前提とされている。

2. 予備試験合格資格者について

予備試験は、法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする試験であり、予備試験合格資格者については、法科大学院の課程を修了した者と同等の学識等を有するものと判定されていることから、司法修習生となるための要件として、別途法科大学院の課程を修了することは必要ではない。

3. 法科大学院修了見込受験資格者について

現行法においては、司法修習生は司法試験の合格者の中から採用するものとされているところ（裁判所法第66条第1項）、「司法試験の合格者」は、①法科大学院の課程を修了し、司法試験に合格した者及び②法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及び能力を有することを判定する予備試験に合格し、司法試験に合格した者で構成されている。

そこで、今般の改正においても、上記枠組みを前提に、法科大学院修了見込受験資格に基づき司法試験を受験し、これに合格した者については、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成の理念を維持するとともに、上記の者と同様の能力と資質を確保する観点から、専門的な法律分野に関する科目の履修を含め「法科大学院の課程を修了したこと」を司法修習生の採用要件とすることとしている。

18. 予備試験の目的・位置付けについて

1. 予備試験について

予備試験は、法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする試験であり（司法試験法第5条第1項）、その合格者には、司法試験の受験資格を認めることとしている（同法第4条第1項第2号）。

現在の法曹養成制度は、法科大学院を中心的な教育機関とし、法科大学院における教育と司法試験等との有機的連携を図るものであるところ、諸般の事情により法科大学院を経由しない者からも優れた人材を選抜して法曹資格を付与する途を開く必要があるため、予備試験の制度を設けている。

2. 法改正後の予備試験の目的・位置付けについて

上記のとおり、予備試験は、現在の法曹養成制度が法科大学院を中心的な教育機関とし、法科大学院における教育と司法試験等との有機的連携を図るものであることを踏まえ、法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする試験であり、かつ、その合格が司法試験の受験資格とされているものである。

今般の改正においても、予備試験の合格が司法試験の受験資格であるという位置付けが何ら変わるものではなく、予備試験に合格した後に、その合格発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間内（同法第4条第1項第2号）に司法試験に合格した者が司法修習生となることができるという仕組み自体に変更はない。

また、①今般の改正は、法科大学院を中心的な教育機関とし、「法科大学院の課程の修了」（又は予備試験合格）をもって司法試験受験資格とする現在の法曹養成制度の枠組み自体を根本から変容させるものではないこと、②法科大学院修了見込受験資格は、法科大学院において所定の科目的単位を修得することにより一定のレベルに達し、かつ、1年以内に法科大学院の課程を修了する見込みのある高い意欲と資質・能力を有する法科大学院在学中の者に対して、政策的に、従来よりも早期に司法試験受験を可能とする途を開くという特別の措置として付与されるものにすぎないことからすれば、予備試験において司法試験受験資格として求める能力（法科大学院の課程を修了した者と同等の学識等）についても、現行法と変わることはない。

19. 選択科目の取扱いについて

1. 結論

法科大学院教育と司法試験及び司法修習との有機的な連携の一層の促進を図る一環として、①法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を維持しつつ、司法試験受験までの負担軽減を図るとともに、②司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視するべきであるという観点から、法科大学院教育と司法試験の法曹養成課程における役割分担を見直すこととする。

具体的には、基本的な法律分野に関する能力の修得については、引き続き司法試験で判定することとしつつ、他方で、専門的な法律の分野に関する能力の修得については、司法試験では判定しないこととし、法科大学院教育によって担うこととする。

2. 法科大学院教育の見直し

法曹養成の基本理念において、法科大学院で涵養するべき将来の法曹としての実務に必要な学識等の内容に専門的な法律の分野に関するものが含まれる旨を明記する（連携法第2条第1号を改正）とともに、大学の責務として、専門的な法律分野に関する科目の学識等を涵養するための教育を行うことを明記する（連携法4条を改正）（※）。

また、専門職大学院設置基準の改正により、法科大学院課程において専門的な法律の分野に関する科目の設置・履修を義務付け、その学修を確実に行わせることとする。

多種多様な展開・先端科目のうち、具体的にいかなる科目の開設・履修を義務付けるかについては、今後の中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会等における検討に委ねられこととなるが、基本的に現行の司法試験における選択科目と同一の科目のうち一つ又は複数の科目の開設・履修を義務付けることを想定している。

（※）大学の責務として、法曹養成の基本理念にのっとり「将来の法曹としての実務に必要な」（連携法第2条第1号）レベルの学識等を涵養することが求められるところ、これは、現行の司法試験論文式試験で問われている選択科目についての学識等（＝司法試験合格に十分なレベルの学識等）を包含するものである。

3. 司法試験制度等の見直し

2. とともに、司法試験の論文式試験の科目から選択科目を廃止することとするが、他方で、上記連携法改正の趣旨を担保し、プロセスとしての法曹養成を維持する観点から、法科大学院修了見込受験資格により司法試験に合格した者については、法科大学院を修了しなければ司法修習生となることができないものとする。

また、予備試験は、法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする試験であるところ、法科大学院の課程において専門的な法律分野に関する科目の履修が義務付けられることを踏まえ、法科大学院の課程を修了した者との同等性を確保す

るため、予備試験の論文式試験に選択科目を追加し、その基本的理解を問うこととする（他方、予備試験受験者の負担を考慮し、予備試験の論文式試験から一般教養科目を廃止することとする。）。

今般の改正において予備試験の論文式試験の科目として導入される選択科目の詳細については、法務大臣の諮問を受けた司法試験委員会における検討を経て決定されるものではあるが（司法試験法新第6条）、上記のとおり法科大学院課程において現行の司法試験における選択科目と同一の科目のうち一つ又は複数の科目の開設・履修が義務付けられる見込みであることを踏まえ、「法科大学院を修了した者と同等の学識等を有するか否かを判定する」という予備試験の目的に鑑みて、基本的に現行の司法試験論文式試験における選択科目と同一のものとなることを想定している。

（参考1）司法試験法（昭和24年法律第140号）（抄）

（司法試験の試験科目等）

第三条（略）

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一～三（略）

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

3・4（略）

5（略）

（参考2）司法試験法施行規則（平成17年法務省令第84号）（抄）

（法務省令で定める試験科目）

第一条 司法試験法（以下「法」という。）第三条第二項第四号の法務省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

一 倒産法

二 租税法

三 経済法

四 知的財産法

五 労働法

六 環境法

七 国際関係法（公法系）

八 国際関係法（私法系）

20. 施行期日について（附則第1条）

1. 結論

今般の法科大学院改革及びそれを踏まえた司法試験制度等の改革は、以下のスケジュールにより実施されることを想定しており、これに合わせて、一部改正法を段階的に施行することとしている。

- ① 法科大学院の教育課程等の公表義務の規定や法曹養成連携協定の認定制度の創設などを内容とする法科大学院改革は、平成32年（一部は公布日又は③と同時）から実施する。
- ② 論文式試験において選択科目を導入するとともに一般教養科目を廃止する新たな司法試験予備試験は、平成34年から実施する。
- ③ 法科大学院修了見込受験資格を導入し、論文式試験から選択科目を廃止する新たな司法試験は、平成35年から実施する。
- ④ 司法修習生の採用要件の見直しがされ、法科大学院修了見込受験資格に基づく司法試験合格者が司法修習生となる司法修習は、平成36年から実施する。

具体的には、法科大学院改革に関する改正規定のうち、法科大学院の収容定員の総数等に関する法務大臣及び文部科学大臣の協議手続に関する改正規定（連携法新第13条第5項）の施行は公布日から、その余の改正規定の施行は平成32年4月1日から、司法試験制度に関する改正規定及び司法修習制度に関する改正規定の施行は平成34年10月1日から、司法試験予備試験制度に関する改正規定の施行は平成33年12月1日からとしている。

2. 理由

（1）連携法及び学校教育法について

法科大学院の志願者・入学者の減少が止まらず、他方で予備試験合格資格による司法試験の合格後に法科大学院を中退するという傾向が強まっている中、法科大学院の課程を経た者のうち相当程度の者が法曹資格を取得することができるという蓋然性を高め、法曹養成プロセスに対する信頼を確保することは喫緊の課題であり、可能な限り速やかに、そのための施策を実現することが必要である。

今回の制度改正の大きな柱となる法曹養成連携協定及びそれに基づく連携法曹基礎課程の導入については、現在、各大学において、平成31年度に入学する学生が翌年度（平成32年度）に第2学年に進学する時点で連携法曹基礎課程で学修することを選択できるよう、新たなカリキュラム編成等の準備を進めていることを踏まえ、法曹養成連携協定に関する規定を平成32年4月1日に施行することとする。また、大学の責務に関する規定の改正や法科大学院の教育課程の公表義務の規定などの法科大学院改革に係る改正規定、飛び入学に係る学校教育法第102条第2項の改正規定についても、下位法令の整備や大学への周知期間を考慮し、同様に平成32年4月1日に施行することとしている。

一方、収容定員の総数等に関する法務大臣及び文部科学大臣の協議手続に関する改正規定（連携法新第13条第5項）については、収容定員増の認可手続につき、定員増を行う前々度の3月又は前年度の6月に申請をさせることとすることを予定していることに鑑み、十分な周知期間を確保しつつも可及的速やかに対応するため、協議手続に関する本規定は公布日に施行し、その後両大臣の協議の上で認可の基準に係る文部科学省告示の改正を行い、平成32年3月の申請に対応することとする。

また、司法試験法第4条第2項第1号を引用する連携法新第5条第4号及び同法新第13条第3項については、司法試験法第4条第2項第1号の施行日と合わせて平成34年10月1日としている。

(2) 司法試験法について

論文式試験に選択科目を導入する新たな予備試験の実施のための法務省令（司法試験法施行規則）の改正に当たっては、司法試験委員会において、法務大臣の諮問に応じ調査審議を行った上で、答申を行う必要がある（司法試験法新第6条）。

加えて、法務省令の改正作業を行うに当たり、司法試験に関して法科大学院修了見込受験資格を取得するために必要となる所定科目単位を定め、また、予備試験に関して選択科目の試験科目やその範囲を定めるためには、いずれも法科大学院のカリキュラム編成の見直しと密接な関係を有する文部科学省令（専門職大学院設置基準）との調整が必要となる上、法務省令の改正後、試験実施の遅くとも前々年度には新たな試験制度についての周知を行う必要がある。

それらに要する期間などを考慮し、新たな司法試験については平成35年から、また、新たな司法試験予備試験については、その合格が司法試験の受験資格となっていることに鑑み、その合格者が平成35年に新たな司法試験を受験することが可能となるよう、平成34年から、それぞれ実施することとした上で、各試験の年度の切り替え時期等に合わせて、司法試験予備試験関係の規定についての施行日を平成33年12月1日とし、その余の規定についての施行日を平成34年10月1日としている。

【参考】裁判所法の一部改正について

○ 平成34年11月開始予定の司法修習について

平成34年10月1日時点において、司法試験法第4条第2項の規定に基づいて司法試験を受けた者は存在しないため、その時点で司法試験に合格している者は全て司法修習生となる資格がある。

○ 平成36年開始予定の司法修習について

法科大学院修了見込受験資格に基づき平成35年の司法試験を受験し、これに合格した者について、裁判所法第66条第1項括弧書きが適用されるため、上記の者については、司法試験の合格に加えて法科大学院課程を修了することが必要となる。

21. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正に伴う経過措置について（附則第2条）

20. (58ページ)において述べたとおり、法曹養成連携協定に基づく連携法曹基礎課程における教育は平成32年4月1日から開始することとしている。そのためには、平成32年4月1日前においても、文部科学大臣による法曹養成連携協定の認定やそのための申請行為等を行うことができるものとしておく必要があることから、第1項はそのための経過措置を設けるものである。

また、改正後の連携法においては、法科大学院修了見込受験資格の具体的な要件等を定める司法試験法第4条第2項第1号の法務省令の制定等に当たっての法務大臣から文部科学大臣への通知等に関する規定が新設される（新第13条第3項）。本規定は、20.

(59ページ)において述べたとおり、司法試験法第4条第2項第1号の施行日と合わせて平成34年10月1日施行としているが、当該施行日前においても当該法務省令の制定等に当たっては同様の手続を踏むことが可能となるよう、第2項においてそのための経過措置を設けるものである。

22. 司法試験法の一部改正に伴う経過措置について（附則第3条）

平成34年における新たな予備試験を実施するためには、予備試験の選択科目や試験科目の範囲等を定める法務省令の制定のための司法試験委員会の意見の聴取（司法試験法第6条）について、附則第1条第2号に掲げる規定の施行日前にも行うことができるものとしておく必要があることから、そのための経過措置を設けるものである。

なお、司法試験及び予備試験の各考查委員は、担当する科目を特定することなく任命されるものであるため、試験科目の見直しに関する規定の施行日前であっても任命に支障はない。

また、第1回目の新たな予備試験である平成34年の予備試験及び第1回目の新たな司法試験である平成35年の司法試験については、受験資格や試験科目の見直し等がなされることを踏まえて、試験の期日及び場所についての公告（司法試験法第7条）その他の準備行為（例えば、願書の様式の決定等）を早期に行う必要があるが、施行日前においてかかる準備行為を行うことにつき特段経過措置は不要である（※）。

（※）試験科目見直しに係る過去の司法試験法改正の例（平成3年法律第34号（教養選択科目の廃止）、平成10年法律第48号（法律選択科目の廃止）、平成26年法律第52号（短答式試験科目の限定、受験回数制限の廃止）等）を見ても、準備行為に関する経過措置は置かれていない。

（参考1）公告について

官報公告には、試験の期日の掲載に当たって、試験科目も併せて掲載されるのが通例となっている。

また、官報公告を行うに先立って、司法試験委員会において試験の実施日程を決定する（当該日程に対応する試験科目の決定を含む。）必要がある。

（参考2）その他の準備行為について

1. 受験願書の様式の決定

司法試験に法科大学院修了・予備試験合格という受験資格や5年間3回という受験回数制限（現在は5年間の受験期間制限）が設けられたこと、予備試験制度が設けられたことなどを踏まえて、現在の司法試験制度となった平成18年以降、受験資格や受験歴等について受験願書に記載させた上で、各受験者にIDを付与してシステムによる管理を行っている。

法改正後、司法試験受験資格の見直しに伴うシステム改修の予算要求やその調達手続が必要となることに鑑みると、遅くとも平成33年1月頃までには司法試験委員会において司法試験及び予備試験の受験願書の様式を決定する必要がある。

2. その他

予備試験論文式試験の選択科目の決定以外に、改正法施行前に司法試験委員会で決定をし、ホームページで公表することが想定される主な事項（法改正に関連するものに限る。）は、以下のとおりである。

- ① 実施日程（試験の日時及び当該日時に実施する試験科目）
- ② 受験願書の様式
- ③ 予備試験論文式試験の選択科目の考査委員
- ④ 予備試験論文式試験の選択科目の出題イメージやサンプル問題
- ⑤ 予備試験論文式試験に選択科目を加えて一般教養科目を除いた際の採点基準や成績評価方法等
- ⑥ 司法試験論文式試験の選択科目を除いた際の採点基準や成績評価方法等

23. 経過措置に関する規定の政令への委任について（附則第4条）

連携法の改正による法曹養成連携協定の制度創設及び新たな司法試験制度の実施に伴う所要の経過措置については、それぞれ附則第2条及び第3条において規定することとするが、その他の経過措置が必要となった場合には政令において定めることとする旨を、他法の例に倣い、本条において規定する。

なお、規定位置については、用例にのっとり、本則に關係する個別の経過措置とた法律の一部改正の間としている。

（参考）規定位置に関する用例

○海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成29年法律第21号）（抄）
(海上運送法の一部改正)

第一条 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。
(略)

(船員法の一部改正)

第二条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。
(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 (略)

(海上運送法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 (略)

第三条 (略)

(船員法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 (略)

第五条 (略)

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正)

第七条 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

(略)

24. 司法試験法及び裁判所法の一部改正に伴う関係法律の規定の整備について（附則第5条～第8条）

1. 結論

司法試験に合格した者に、国家資格の受験資格や試験科目一部免除の効果等を付与している関係法律につき、その要件を、「司法修習生となる資格を得た者」に改める。

2. 理由

現行法において、司法修習生となる資格は、「司法試験に合格した者」に与えられており（裁判所法第66条第1項）、したがって、「司法試験の合格」と「司法修習生となる資格の取得」は等しい概念となっているが、今般の改正により、法科大学院修了見込受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験に合格したことにより、法科大学院の課程を修了したことが、司法修習生の採用に必要な要件となる。

これにより、改正法施行後において、司法修習生となる資格を得るために、

- ① 法科大学院を修了又は予備試験に合格し、かつ、司法試験に合格した者
- ② 法科大学院修了見込受験資格により司法試験に合格し、かつ、法科大学院を修了した者

のいずれかに該当することが必要となる。

上記改正に伴い、司法試験の合格は、必ずしも司法修習生となる資格を取得することを意味するものではなくなり、「司法試験に合格した者」の概念が変容することとなるため、上記改正が必要となる。

25. 檢察庁法の一部改正について（附則第5条）

今般の改正により、法科大学院修了見込受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験に合格したことに加え、法科大学院の課程を修了したことが、司法修習生の採用に必要な要件となることから、司法試験に合格した者であって政令で定める審議会等の選考を経たものにつき副検事の任命資格を認めている規定（検察庁法第18条第2項第1号）について、所要の改正を行うものである。

26. 公認会計士法の一部改正について（附則第6条）

1. 概要

今般の改正により、法科大学院修了見込受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験に合格したことに加え、法科大学院の課程を修了したことが、司法修習生の採用に必要な要件となることから、司法試験に合格した者につき短答式試験を免除する旨の規定（公認会計士法（以下「法」という。）第9条第1項第4号）について、所要の改正を行うものである。

2. 拡足（高等試験司法科試験に合格した者を除くことについて）

（1）前提

- 現行の公認会計士試験において、論文式試験では、会計学、監査論、企業法及び租税法の必須4科目に、経営学、経済学、民法又は統計学の選択科目の中から1科目を選択した合計5科目が課されるところ（法第8条第2項）、①「司法試験に合格した者」（法第9条第1項第4号）については、「企業法及び民法」の試験が免除される一方（法第10条第1項第2号）、②「高等試験本試験に合格した者」（法第9条第1項第3号）については、「高等試験本試験において受験した科目（当該科目が商法である場合にあっては、企業法）」の試験が免除されることとなっており（法第10条第1項第3号）、免除の範囲が異なっている。
- 上記論文式試験科目のうち、高等試験司法科試験の筆記試験では、民法が必須科目、商法及び経済学が選択科目とされている
- 司法試験法では、原始附則において、旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験司法科試験に合格した者は司法試験に合格した者とみなすものとされている。

（2）説明

上記のとおり、高等試験司法科試験の合格者については、司法試験に合格した者とみなすものとされており、本来であれば「司法修習生となる資格を得た者」に含まれることになるが、現行の公認会計士法上、司法試験に合格した者と高等試験司法科試験に合格した者とは受験免除の範囲を異にしていることからすれば、かかる現行法の規律を踏まえ、高等試験司法科試験に合格した者については「司法修習生となる資格を得た者」から除外し、高等試験本試験に合格した者の規律に従うものとすることが相当である。

27. 税理士法の一部改正について（附則第7条）

今般の改正により、法科大学院修了見込受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験に合格したことに加え、法科大学院の課程を修了したことが、司法修習生の採用に必要な要件となることから、司法試験に合格した者につき税理士試験の受験資格を認めている規定（税理士法第5条第1項第3号）について、所要の改正を行うものである。

28. 不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正について（附則第8条）

1. 概要

今般の改正により、法科大学院修了見込受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験に合格したことに加え、法科大学院の課程を修了したことが、司法修習生の採用に必要な要件となることから、司法試験に合格した者につき民法の論文式試験を免除する旨の規定（不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第10条第2項第4号）について、所要の改正を行うものである。

2. 補足（高等試験司法科試験に合格した者を除くことについて）

（1）前提

- 現行の不動産鑑定士試験において、論文式試験では、民法、経済学、会計学及び不動産の鑑定評価に関する理論の合計5科目が課されるところ（法第9条第2条）、①「司法試験…に合格した者」については、民法の試験が免除される一方、②「高等試験本試験…に合格した者」については、その試験において受験した科目の試験が免除されることとなっており、免除の範囲が異なっている（法第10条第2項第4号）。
- 上記論文式試験科目のうち、高等試験司法科試験の筆記試験では、民法が必須科目、経済学が選択科目とされている。
- 司法試験法では、原始附則において、旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験司法科試験に合格した者は司法試験に合格した者とみなすものとされている。

（2）説明

上記のとおり、高等試験司法科試験の合格者については、司法試験に合格した者とみなすものとされており、本来であれば「司法修習生となる資格を得た者」に含まれることになるが、現行の不動産の鑑定評価に関する法律において、司法試験に合格した者と高等試験司法科試験に合格した者とは受験免除の範囲を異にしていることからすれば、かかる現行法の規律を踏まえ、高等試験司法科試験に合格した者については「司法修習生となる資格を得た者」から除外し、高等試験本試験に合格した者の規律に従うものとすることが相当である。